

大阪社会保障推進協議会との協議等議事録（要旨）

旭区役所 企画課

- 1 日 時 令和8年2月3日（火） 10時～12時
- 2 場 所 旭区役所 3階 第2・第3会議室
- 3 団 体 名 大阪社会保障推進協議会
- 4 協議等の趣旨 2025年度 大阪市24区キャラバン行動要望
- 5 出席者
- 団体側 代表者 外15名
- 本 市 旭区役所 課長4名、課長代理6名

6 議事

(1) 介護保険について（項目番号3）

団体側要望概要

- ・大阪市の介護保険料が特に高いのはなぜか。
- ・介護保険料の算定について第2、3段階では、本人の合計所得金額と公的年金の収入額が80万円超や120万円以下の方となっているが、収入金額というのはわかるが、合計所得金額は、給与の場合は給与所得控除の金額。公的年金の場合は公的年金控除額を差し引いた金額を所得だと書いている。ところが実際に介護保険料を賦課する段階になると所得と収入のダブルスタンダードになっており、低所得の方が比較的高い保険料を負担しなければならないのはなぜなのか。
- ・介護保険料の軽減について、軽減しても76,582円の2分1と第一段階程であり大阪市の減免制度は意味がない。やるのであれば、第1段階、第2段階、第3段階の保険料半分や3分の1に軽減してもらいたい。第10期の保険料の算定の話が入る今がチャンスである。低所得の人の保険料が日本一高いことを何とかしてほしい。
- ・大阪市の介護保険料段階が15段階で年間332,964円までしかないが、大阪市の金持ちの人が多く何億、何十億、何百億という所得の人もいるのだから、結果的に日本一高くなったとしても、取れるところからたくさん取り、取れないところは安くし、市民が納得して払える保険料にしてほしい。茨木市は、23段階までであるが、23段階の方はたった276人しかいない。それでも段階をもうけている理由は、市民から不公平という声である。大阪市の努力していない。他市は努力している。30段階ぐらいまでしたらいい。区役所から意見を上げてほしい。
- ・国が物価高対応の交付金を毎年出しており、介護保険料に跳ね返らないので大阪市は取っ

ていかないといけない。これを物価高対応で事業所への補助金として使っている自治体が多くある。大阪府のこどもへの米の支援などのお金です。介護でもそういう補助金を取ってくるように本庁に強く言ってください。

- ・公費割合を 50、60、70 に増してほしい。
- ・介護保険制度開始時は、年金収入を前提に制度が作られている。今は 65 歳以上の人でも働いている人が多く、急に所得が減る人も多い。次の見直しの機会に、国保同様に前年度より、3 割以上所得減の見込みであれば、保険料を下げるという制度を介護にも入れて欲しい。介護保険料の減免にかつてあった医療保険の控除など、状況に合わせて制度を変えていくしてほしい。
- ・骨折し介護保険を申請したが、認定までの期間が長く、結果が出たころには治っていたということがあったが、そのような場合に緊急の対応してもらえないのか。
- ・介護が必要な人は病気を放置してしまうことや後になって病気が見つかるというようなことがよくあり、急に介護が必要となる人も多いが、介護保険認定を受ける際に、主治医の意見書が求められ、その人の病状を把握している主治医がいないと、介護保険認定に時間がかかるようになっている。制度的な矛盾を感じるが、何か改善の余地はないのか。
- ・医療機関は、初診患者の意見書を書く場合があり、診断が難しい患者についても意見書を求められることがある。役所で意見書を作成できないのか。
- ・申請から認定までどのくらいの期間がかかるのか。
- ・介護施設事業所の閉鎖が日本全国で非常に多いと聞いている。昨年、旭区内でケアマネージャーが続々と辞め、ケアプランが作成できない人が数十人一度に発生したという事例を聞いた。大阪市の一般財源を使い、ケアマネージャー養成などの介護職の確保や事業所支援をしてほしい。また、旭区で起きた介護事業所の閉鎖事例についても調査し、上まで上げていただきたい。
- ・補聴器の申請について、区役所ではなく本庁での申請であることについて、困るという意見はないのか。多くの方がこの制度を利用できるように、区役所での受付とするようの方へあげてほしい。
- ・補聴器の費用助成について、区民だよりに載ったのか。

本市側説明概要

- ・介護保険料は法律に基づき、市町村が介護サービスの必要量を算出し、それをもとに決定されます。特に本市の場合は、単身世帯が多く高齢者率も高いことで、介護保険料が高くなる傾向があります。高額な介護保険料に関するご意見については、福祉局へ上げていきたいと思えます。
- ・介護保険料の算定について、2 から 4 段階などの方は市町村民税が非課税の方で、その中で年金の収入額に応じて段階を分けており、非課税の方の中でも年金収入額により差をつけているものであると思えます。
- ・国の物価高対応の交付金の利用について、ご意見を福祉局へ伝えさせていただきます。
- ・介護保険料に関する減免制度等についてのご意見は、福祉局の方で検討されると思えます

ので、いただいたご意見をそのままお伝えさせていただきます。

- ・介護保険料負担割合は保険料 50%、公費 50%。公費 50%の中でも、国が 20%、都道府県が 12.5%、市町村が 12.5%です。経費が膨らむと各所の負担も増えてまいります。また、国では事業所へ支払う介護報酬引上げが検討されており、更に経費が膨らむことで介護保険料の上昇が見込まれております。介護保険に関するご意見につきましては、福祉局の方に報告させていただきたいと思っております。
- ・介護保険の認定期間は、認定申請日に遡って認定され、介護保険が適応されますので、ケアマネージャーに相談いただき、速やかにご申請ください。また、緊急な取扱いとして、末期がん等のケース場合は介護認定申請時にご相談いただければ、優先的に対応していますが、申請から認定までに最低でも 2 週間か 3 週間を要しています。
- ・介護認定については、申請後に委託業者の調査員が本人を訪問し、所定の項目で介護度をチェック、それと同時に主治医に医師の意見書を求めます。それらを医師や介護福祉士などの専門家が審査のうえ認定結果を出しており、現行の制度上では意見書は必須です。
- ・認定にかかる期間について、現在はスムーズに進んでいるが、それでも、申請から審査会まで 30 日弱で、通知発送まででは 40 日程度要しています。
- ・事業所等そのケアマネ等養成についての情報はありません。先ほどの介護保険料のご意見とあわせて福祉局の方に強いご意見、要望として上げさせていただきます。
- ・ケアマネージャーに不足などに関して、指導監督する立場ではなく、事業所の閉鎖やケアマネージャーの退職については把握しておりません。事業所の開設の関係は福祉局が担当です。
- ・補聴器の申請については、区役所で申請できないのかという質問や助成額が少ないというようなお声も聞いておりますので、ご意見として局へお伝えさせていただきます。
- ・補聴器の費用助成についての広報紙への掲載は、申請受付が局であるということもありますので、行っていないということもあると思います。

(2) 国保（項目番号 5）

団体側要望概要

- ・無料低額診療の相談の中で、通院費用等が節約の対象になっている方や生活保護基準以下の方がいるので、無料低額診療について周知してほしい。豊中では、役所にチラシを置かせてもらい、それを見て相談にこられる方もいた。
- ・無料低額診療の大きいポスターを区役所の国保窓口に貼ってほしい
- ・一部負担金減免の審査が早く済むように区役所で審査をしてもらいたい。
- ・一部負担金減免の申請件数について、2 桁のときもあった。3 件は異常だと思う。

本市側説明概要

- ・無料低額診療の周知については、チラシを区役所の窓口の待合スペースに設置しております。その他、本市のホームページの生活にお困りの方へというコンテンツの中や暮らしの便

利帳にも掲載するなど周知を図っています。また、区役所窓口での周知については、スペースの確保や、目を引くようなチラシの作成など、独自に作成されておられるチラシも参考にしながら、検討したいと思います。

- ・一部負担金減免の審査について、統一的な審査が求められているケース事例もあるかとは思いますが、審査に3週間程度かかる場合があることも承知しておりますので、ご意見は伝えさせていただきます。
- ・一部負担金減免の申請件数については、減免、納付相談等の機会での声かけの工夫やチラシの作成等を検討するとともに、局でも検討するように働きかけたい。

(3) 健康診断（項目番号6）

団体側要望概要

- ・健康診断について、受診券を紛失された話をよく聞くので、受診券を目立つような大きさにすること。また、受診券送付時に健康診断の重要性についての周知ビラを同封するなど、受診率の改善のための工夫をお願いしたい。
- ・検診受診率について、特定健診は26%、各種がん検診は1桁であり事業としてどうだろうというぐらい低い。区役所内の掲示や区民まつり等、区として啓発をしていないとは思わないが、規模に対して訴求する力が足りてないと思うが、役所としてどのように考えているのか。
- ・特定検診の受診率について、大阪府では30%を超えているが、全国では下から4番目。東京平均で43%、吹田は40%超えている。特定検診と特定保健指導が低いと、国から入ってくるお金が減らされるので、大阪市は国保の収入が少ない。それらも含めて大阪府の統一保険料が作られるので、保険料が高くなる一因になっており、受診率向上の取り組みが必要である。
- ・国保の人間ドックの制度の補助率低い。60歳以上無料などにできないのか。市民検診は国保料に跳ね返らないので、市民検診は内容をよくし、無料にしたらい。特定検診の対象者は非正規の方が多く検診のために仕事を休めば、その分の給与が得られない方も多く、考えたうえで行く意味がないと考える人もいる。また、病気が見つければ医療費が怖いと考える人もいるので、かつて、実施していたような特定の年齢の方に対して無料クーポンの配付を行うなど、しっかりとした政策を考えてやらないと、今更大阪市民は見向きもしない。
- ・車いすの方の送迎なども考慮し、地元で集会所など身近で受けられるような市民検診を実施してほしい。
- ・検診項目に腹部エコーを取入れるなど人間ドック並みの内容に拡充をしてほしい。
- ・他の自治体では検診のために送迎バスや保育体制の整備により受診率を伸ばしているところもある。大阪市はクリニック民間医療機関が多く、持病の受診時に検査を受けている人が多い。検診項目が良くないため主治医からもすすめられない。
- ・生活保護の方の特定健診の受診券について、多くの自治体では申請なしで送付している。

生活保護受給者に健診を受ける権利があるのにも関わらず、なぜ通常の国保の加入者とは別の対応をしているのか。他市と比較しても受診率が著しく低いので、申請不要で受診券を送付すべきである。

- ・生活保護の人について、社会保険に加入している人はわかるはずであり、対象に受診券全部送ればよい。
- ・がん検診の受診率の算出方法変更について、分母が全住民であることはおかしい。

本市側説明概要

- ・受診券は A4 の緑色の封筒で送付しています。いただいたご意見は局へ上げていきたいと思えます。
- ・受診率について、非常に低いという感覚を持っています。担当課長会や区長会議の中でも、検診と特定保健指導の受診率向上についての議題があり、前年度比などの受診率に関する資料も定期的に提供されるなど、大阪市全体として課題認識は持っております。旭区では、受診医療機関や受診券に関する情報をトイレの中にも掲示など周知方法を工夫しています。
- ・医療機関が多いがゆえに、無料クーポンなどで受診のきっかけになるというところもあるかと思えますので、しっかりご意見を伝えていきたいと思えます。
- ・健診項目の拡充につきましては、例年局に対して多くの区が申し出をしておるところです。
- ・啓発についてはがん検診も含め、区中の健康イベントや当区保健師が各地域で行っている健康活動の際にも検診の周知や説明等の啓発をしています。また、効果的な周知について課内でも検討しているところ です。
- ・生活保護受給者への特定検診審査受診券の送付に関して、健康局の回答によりますと、生活保護受給者の中でも社会保険加入の人がいる場合があり、全員に送付できないとなっております。また、受診率について、大変低い数字になっていることから、来年度に向けて取組の検討をしております。生活保護受給者が減少している中で、生活保護費、扶助費は上がり、医療・介護費用の上昇が原因である分析をしております、健康診断による予防が必要と考えておりますので、健康診断を受けていただきやすい環境を整えるため、受診券を直送について担当局の健康局に生活保護の所管局である福祉局を通じて働きかけを行うよう考えております。また、此花区は 6.65% と突出しておりますので、取組について確認、受診率を上げてまいりたいと考えております。
- ・社会保険に加入者の引き抜きについては、大阪市としての対応であり、福祉局を通じて健康局に申し入れてまいりたい。
- ・各検診には年齢の基準があり、子宮頸がんは 20 歳以上、胃がんは 50 歳以上、その他は 40 歳以上です。その基準内の全住民ということです。表現についてのご意見は局に伝えます。

(4) 生活保護 (項目番号 7)

団体側要望概要

- ・生活保護の相談と申請について、旭区は 2019 年頃の前は、相談に来た人はほぼ全てが申請

されていましたが、24年度は70%となっている。相談に来る人は、決死の覚悟で来ており、話を聞きにただけなんていう人は1人もいない。なぜ相談ケースに対して申請件数がこんなに低いのか。受付面接が問題ではないのか。

- ・受付面接員の担当は係長と聞いているが、2日間ぐらいの研修で前職が違う方も多いいことで、その方が入口にいることはどうなのか。他区でよくあるのは、家がない場合は見つけてきてから来なさいというようなこと何回も聞いている。旭区の受付面接員の方はどういう方ですか。何人いるのか。
- ・生活保護を受給している人が40日ほど入院した後に転院したのですが、その際に生活保護が打ち切られた。生活ができないから保護を受給しているのに、どういうことなのか。
- ・生活保護受給者の生活について、実態を把握し、コンビニでの買い物やパチンコなど、考えなくお金を使う行為について、生活指導をしてもらいたい。
- ・ケースワーカーは1人で130世帯ぐらい担当しているのですか。
- ・旭区の話ではないが、生活保護家庭の中学生がおりスマホをほしがっているが、親はそれならば進学せずに就職するようと言いついてもらえない。本人が高校への進学を希望している場合に行政的な解決方法はないのか。また、ゲームをしたいという理由ではいけないのか。

本市側説明概要

- ・相談のために来庁される方もおり、制度の不明点についての相談や預貯金がなくなることを見越した事前の相談などがあります。また、福祉局からは、相談に来る方はお困りであることを前提に申請権を守るようにと言われており、できる限りその方の状況をお聞きし、必要であるならばすぐ申請を受理して手続きを開始するということが常に心がけております。
- ・受付面接については3名で対応しており、受付面接専任の者が1名で、ケースワーカーの経験もあり、現在で5年目の者で知識もあります。他の者は兼務しており、ローテーションで対応しています。他区での受付面接経験がある者が1名。もう1人は、今年度に異動してきた者でブランクもありますが、生活保護のケースワーカー経験があります。
- ・生活保護受給者が入院した場合の保護の打ち切りについて、詳細がわからないので想定の話となりますが、一定の年金収入等がある方は、境界層減免により介護保険料や医療費等の基準を下げること、また、入院時の病状により帰宅できない場合に4万円程度の住宅扶助が切れることで収入額が生活保護基準を上回るケースが想像されますが、入院したからといってすぐに打ち切られるものではなく、収入が十分でない方に対して生活保護を停止や廃止することはありません。
- ・生活保護受給者への生活指導につきましては、その方の人権があり、ギャンブルについても収入認定の仕組みがあり、ギャンブルをすることも想定されております。生活保護法等に反することは当然指導するものと決められておりますが、定められてないことに関しては、ケースワーカーによる指導はできません。
- ・130から150世帯を担当しています。大阪市の基準により人数配置が決められており、増

員についての申し入れは行っております。

- ・スマートフォンについて、生活保護を理由にアルバイトができないわけではなく、その人の自立に資するものであれば、本人のアルバイト収入から経費を控除できる場合があります。ケース診断会議により収入認定から控除できるかを判断しております。必要とする理由については、学習や安全性を担保するための通信機器等として必要な機材であるなどが考えられます。しかし、中学生のアルバイト自体が難しいのかと思いますので、高校入学後の話になると思います。個別のケース診断会議で判断しますので、必ずケースワーカーにご相談ください。理由がゲームであることについては、個別の判断ですのでこの場で十把一絡げには言えませんが、その理由では難しいと思います。

(4) 項目外

団体側要望概要

- ・古市小学校でバスケットボールのゴールが倒れて、児童が顔面にけがをしたという事例があったが、事故がないように保守点検を行ってほしい。

本市側説明概要

- ・区役所が学校設備の点検に関する担当はありませんが、企画課で教育担当を兼ねており、学校との繋がりがありますので、今のご意見を学校の方に伝えておきます。